

一般社団法人 いくのもり 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人いくのもりと称し、英文では、「IKUNOMORI」と表示する。なお、略称を「いくもり」とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市生野区に置く。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事会以外に監事を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 当法人は、生野区のなつかしい未来をつくるため、生野区のまちの「包容力」を根本に、まちの課題や問題を解決する。そのために生野区のまちづくりに関連するあらゆる知識、モノ、コンテンツ、イベント、情報を拡散し、生野に関心のあるすべての人（いくのなひと）を有機的に組織する場を創る。そして、いくのなひとをハブとした地域活性化、多文化共生のまちづくりを次代のこどもたちにバトンタッチしていくことを目的とする。

(事業)

第6条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1)いくのなひとの発見、支援、連携に関する事業
- (2)インターネット、出版物、ビデオ、番組放映素材等のコンテンツ作成事業
- (3)インターネット、出版物、ビデオ、メディアなどによる情報提供事業
- (4)システム開発及び販売事業
- (5)関連商品製作及び販売事業
- (6)資格認定に関する事業
- (7)国内外の関連学協会との連絡及び協力
- (8)研究発表大会、講演会、講習会、研究会、セミナー等の開催
- (9)疾病予防、健康増進を念頭に置いた飲食店に関する事業
- (10)社会連携に関する事業
- (11)生涯教育研修、講習会等に関する事業

- (12)まちづくりに関するマネジメント事業
- (13)まちづくりに関するコンサルティング事業
- (14)職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (15)労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- (16)就職、就労を支援する事業
- (17)障害者支援に関する事業（就労支援等）
- (18)まちづくりを推進する事業
- (19)明るく楽しい社会づくりに貢献する事業
- (20)啓発、調査研究に関する事業
- (21)まちづくり情報の提供のためのツアーの企画・運営
- (22)子育て支援事業
- (23)国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅

行業者代理業

- (24)人材育成時の参加者及び関係者への宿泊事業
- (25)地域社会の歴史に関する中古物品取り扱い事業
- (26)宅地建物取引業法に基づく宅地及び建物の取引事業
- (27)地域リノベーション事業
- (28)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定により当法人の社員となったものをもって構成する。

(社員の資格の取得)

第8条 当法人の社員になろうとする者は、社員全員の承認を得なければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員が当法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の議決を経て、代表理事が除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(社員の資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、この定款に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する下記の事項について決議をすることができる。

- ・ 社員の除名
- ・ 定款の変更
- ・ 理事・監事の選任または解任
- ・ 理事・監事の報酬等の額
- ・ 財務諸表等の承認
- ・ 解散及び残金財産の処分

(残余財産)

第 14 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することとする。

(招集)

第 15 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。

代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第 16 条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)定款の変更
- (2)社員の除名
- (3)解散
- (4)その他法令で定められた事項
(議決権の代理行使)

第 19 条 社員は、当法人の議決権を有する他の社員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 社員又はその代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第 20 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 5 章 理事会

(役員の数)

第 22 条 当法人に次の役員を置き、その役員をもって理事会とする。

- (1)理事 10名以内 (常任理事含む)
 - (2)監事 1名
- 2 理事のうち、つぎの役職を置く。
- (1)代表理事 1名
 - (2)常任理事 3名以内

(役員を選任)

第 23 条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(権限)

第 24 条 当理事会は、以下の権限を持つ。

- ・当法人の業務執行の決定

- ・ 理事の職務執行の監督
- ・ 理事長以下の選定・解職

(代表理事)

第 25 条 当法人に理事を 2 名以上置く場合は、理事の互選によって代表理事及び常任理事を選定するものとする。

2 当会社に置く理事が 1 名の場合には、その理事を代表理事とする。

3 代表理事は本法人を代表しその業務を執行する。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

第 5 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 28 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 29 条 拠出された基金は当法人の臨時社員総会議決を経て返還することができる。

(基金の返還の手続)

第 30 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、理事会の承認を受け、定時社員総会に提出、報告し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及び附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(剰余金の分配禁止)

第 33 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 34 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 35 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

大阪府大阪市

木村 和弘

大阪府大阪市

安 平浩

京都府京田辺市

中村 一仁

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第 36 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 木村 和弘

設立時理事 安 平浩

設立時理事 中村 一仁

大阪府大阪市生野区林寺 4-2-18

設立時代表理事 木村 和弘

設立時監事 中村 一仁

(法令の準拠)

第 37 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以 上